

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還）6

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43782

1.
27

40
1
22
中島課長
の
サイン
書
記
宣
公
款

秘

別巻1

アメリカ局

1940. 1. 22
北米課

1月19日フランス書記官との
神尾閣僚諮議案にかつり合談

昭和40. 1. 22

北米課

本行
取組

1月19日在米大使館フランス書記官は本館
長と話し、中島北米課長および松村事務官に神尾

閣僚諮議案にかつり合談した。

1. 本土沖繩間郵便為替(国別取扱)の改訂
本件は日本側案中の Japan proper

のみ Nausei Shoto なる語に對し、琉球民
政府側が異議を有して、たゞし進展せず

「た」があるが、本年12月郵便路の「た」は、民政
府側も「た」の語の使用を了解するに達した

が、大使館においで「た」案に同意した。この「た」は、
郵務局「た」と進む。別添の案を参考した。

GA-6

外務省

「た」は、日本側の案に若干の修正の上の修正を
加えた「た」であるが、米の政府の了承を待て

「た」の「た」は、米政府の同意を条件とする (ad
referendum) である。これに對し、

「た」の「た」は、郵政省および特達局との協議の上
日本側の意見を固執するに決まると答へた。

又、敷設者会館

フランスより、本件に關する12月28日付
おが「た」の「た」は、より詳細を説明を待た

「た」の「た」は、實際に在町村に委託される事務
量如何を承知した。これによつて町村

が、臨時に人員雇用が必要があるが、判
断にも達した。と述べて「た」の「た」は、
特達局に補佐を要する

實際に任用される調査票を年定の上、(1)
調査票記載事項の大部分は、厚生省にお

GA-6

外務省

記入された上送達されず、実際に
遺族が行うこと。若干の項目に○印を

付すこと。信所等に要するものは
受領権者等が受領を希望せず、本人地位者

に譲り渡す場合等限られた場合に若干の事項を
記入する程度である。(2)各市町村は、下に

遺族援護関係のスタッフを待っている中で
新規に人員を雇用したとしても、^{通常の措置}の範囲内

で、今回の取組に伴う事務量は増加し
得ると思われ、旨を説明しておいた。

3. 原爆被災者医療問題
貴方より報告をうけて、福島県内を

において原爆被災者医療のため、
^{若干の}医師を派遣する動きがある

旨を電話にて伝え、^{若干の}医師は、同日朝
大使館に来訪した。特重又線下案補佐

の説明を誤解して、上記の旨は、日本政府
が派遣する医師と了解していたと述べた。

た。なお、^{若干の}原爆被災者医療の問題は、
もとより原水協より出た話であり、日本政府

政治的に利用されよう、
と述べ、慎重に取組むべきことを希望しているが、
先般の回答により日本側の立場は、よ

うに変わっていない。1. 2. 両国以内には、
計画について回答するところではない。貴方

より、日本政府、^{若干の}医師の動きについて、
政府は、どう考えるべきかと訊いたところ、

先方、自分限りで行うことは、
いまだ答えない。(後刻、貴方より、特重局へ

11月記入された上送達されたので、実際は
遺族が行方不明の若くは項目の口印を

付すこと、信託等の変更あり、
登録振替等が登録を希望せしめず、
信託

1. 譲り受け人等限られた場合に若干の事決を
記入する銘産である、(2) 各平所材の 下に

遺族控続関係の状況を把握して、
記録に人員を雇用して、
遺族控続事務

2. 今回の録新に付する事務等が短く
終了と思ふ、旨を説明した。

3. 原爆被災者医療制度
参り参考として 右為す。 2. 977

10月11日原爆被災者医療の件、本行
原田氏らと各市区を派遣する動きがある

旨通報(たとは、フランスは、同19日朝
大臣館に未読した。 早速又録下業補給

の経明を繰解して、上記の各日、日本政府
が派遣する医師と了解して、
た。 右方、原爆被災者医療の問題は、
もとより原水爆より出た話である。 反政府
政治の目的は、
これに原水爆の被害者に対する希望は、
災難の回復に付、日本政府の立場は、
別として、1. 2. 国内の状況は、
針通らぬこと、回答するに、
57. 31日、フランスの動きに付、
政府は、その動きを、
先ず、自分限りの行動に、
いと答えた。(後刻、参り、
G.A.6

9 連絡に基き、^{1971年} 7月7日 勸告付
厚生省より 青島県厚生部長 宛に
[redacted] 宛名に
「上り上り 勸告付 7月7日 勸告付 (2枚)」
7月7日に

秘

別添2

アメリカ局長

支那

上村調査官

北米課長

1月27日 フランス書記官との会議
関係諸島等についての会議

(40.1.27)
米比

本27日午前 フランス書記官は当課を来訪し
中島北米課長(枝村 渡辺 同席)と津電肉

関係諸島等について要旨次の通り会議した

1. 知セリ島等への懸案訪問
フランス側 懸案諸島署名が相対し固

執行的な数回訪問は 知セリ島等への懸案訪問
にのみは 海軍当局にその強固な力をつけて

その得策であるというが サハリン等と同
自分の感触いおとす 当方原則として

小に同意した

G.A.C.

外務省

2. 原爆被災者遺骨問題

当方側 〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

にその等々を如何に 支那の事情回答を留した
と云 フランスは 本件が新機軸の 徹底的問題

である。 交渉の検討を要するが USCAR にも
も 支那側の速かに 議論を促すべく 作業を進め

2. 要旨 述べた

3. 本土 陣境内 郵便局替に因り 受取の改訂

フランスより 19日に 授受した 大塚館長に
氏政府の 了承を得たので 日本側の 了承を得られ

れば 本件は 解決相と 述べた

4. 日本 協賛委員会 の 機能拡大

フランスより 協賛委員会 の 機能の terms of
reference せと 変更 する こと 日本側は 承知 せう

G.A.C.

外務省

支那側の事情を考慮し

かかいた心首述べたのに対し、当方より、新形式
式的には、何等かの公文の交換が重要と考へ

が、現在、交換公文の代わりに全く新しい文
を作成した方が、相対的機能の拡大した部

命にこの二の可別、新交換公文を作成するに
ついては、目下検討中であるが、個人的には後者

が、実質的であると考へて述べたところ、方次も
個人的には、これに同意である旨述べていた。

この二、当方より、新しい公文の交換のためには、
特に正式な会計を行つた例は、先日の、野川、政一
と、在籍国を三つにしよう

と、会議の打ち合わせ、二つに二つに会計を、検討して、
そのうち、また、この問題について、日本側

の基本的立場は、教団中に、米側に、通報が、
ついでと述べた。

秘

29~131
了解

タイプ指示	発信用	執務用	計
主信	1	1	2
付属	1	2	別添会注要旨1及2 字作以係此
発送日	昭和40年1月30日		
発信	131		

文書課長 公信案 (分類)

公信番号 米北第151号 日付 昭和40年1月29日

大臣 主管

政務次官 アメリカ局長

事務次官 参事官

外務審議官 主任 米米課長

官房長 主任 米米課長

起案 昭和40年1月27日

回覧番号

受信者 総理府特別地域連絡局長

発信者 外務省アメリカ局長

写送付先

(希望発送日) 月 日

件名 沖縄関係諸懸案について在米米大使館との会談要旨通報の件

~~79-183~~

GA-2 29務131 回覧番号

コピー 2部

米北第157号

昭和40年1月29日

総理府特別地域連絡局長 殿

外務省アメリカ局長

沖縄関係諸懸案について在米米大使館との会談要旨通報の件

1月19日及び27日米訪の在米米大使館ブラス書札官と中野北米課長との会談要旨を御参考までにそれぞれ別添1及び2の通り送付致しませう

GA-4 外務省

秘

29-151

マイブ指示	発信用	執務用	計
主 信	1	1	2
付	1	2	3
別紙添付	1	2	3
別紙添付	1	2	3

29-151
 発送日 昭和40年1月30日
 発信 電 マイブ 控

文書課長 公 信 案 (分類)

公 信 第 102 号 公 信 昭和 40 年 1 月 29 日 日
 番号 米北

大 臣 主管 アメリカ局長
 政務次官 参事
 事務次官
 外務審議官
 官 房 長 主任 北米課長

起案 昭和 40 年 1 月 29 日
 送案者 北米 電話番号

受信者 在米 哉内大使 発信者 椎名大臣

送付先 (希望送付日) 月 日

件 名 沖縄関係諸懸案について在米大使館員との会談(通報)

29 131

GA-2 外務省 回覧番号

米北 102 号

昭和40年1月29日

在米大使殿

外務大臣

沖縄関係諸懸案について在米

大使館員との会談(通報)

1月19日及び27日来訪の在米米大使館ブランス

書記官と中島北米課長との会談要旨参考までに

それぞれ別添1.及び2として送付す

なお、上記2回の会談で沖縄等南方地域関係の外務

省と在米米大使館との間の懸案はすべて一応

解決の目途がつかれたこととあり

別紙添付

GA-4

外務省